

# 仕 様 書

## 1 業務名

豊平館正面バルコニーおよびエントランス修繕業務

## 2 対象施設

豊平館（札幌市中央区中島公園1-20）

## 3 業務期間

契約の日から、令和5年3月24日（金）まで

## 4 修繕内容

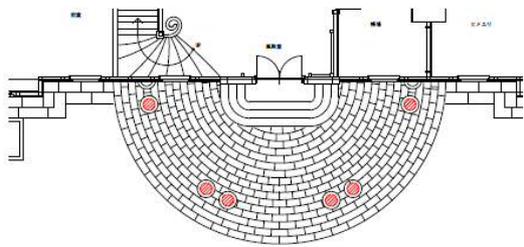
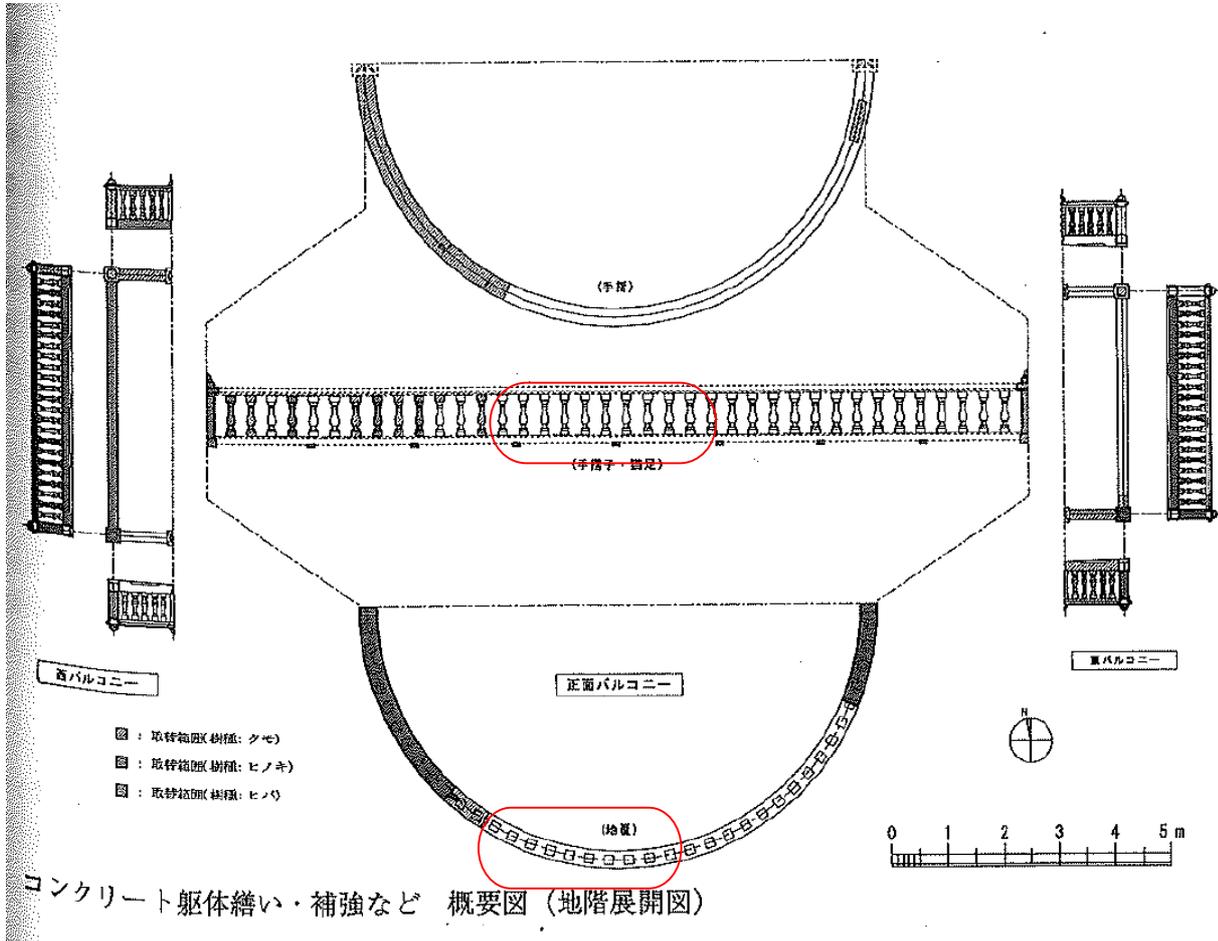
### (1) 豊平館正面バルコニー手摺修繕

- ・手摺笠木 L=3.0m、手摺子 10本の劣化部修繕。
- ・破損・腐朽部分は母材と同材種・同仕上げとして、継木・埋木を施す。接着剤は、水掛りとし、強度を必要とする箇所はエポキシ系、その他は木工用を用いる。
- ・解体する部材は、繕い等の完了後に板金被覆との兼ね合いを考慮しながら、在来通り順序良く取り付ける。
- ・劣化部分の既存塗装の浮き等をケレンで剥離し、腐朽部の撤去・埋め木及び割れ部分の砥の粉による成型後、新規塗装をおこなう。
- ・埋め木に使用する木材は、既存の部材と同様の材質および品位を確保したものを使用し、防腐処理を施す。
- ・塗装に用いる顔料は、豊平館保管の資料及び色サンプルを基に既存塗膜と照らし合わせて配合量を決定する。

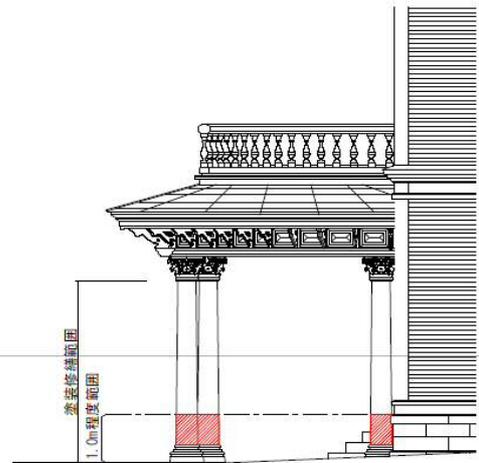
### (2) 正面エントランス柱脚修繕

- ・対象柱脚 N=6本、修繕箇所数 N=8箇所
- ・柱の健全部を極力破損させないよう腐朽範囲を確認し、厚さ 50 mm程度、高さ 1.0m程度の範囲を撤去する。
- ・模りゲージにて作図した図面に基づき埋め木部分の製作を行う。（工場作業）
- ・現地にて微調整を行い、ウレタン樹脂系接着剤を使用して埋め木接着を行う。
- ・凸凹部についてはノミやガラスパテにて既存柱との擦り合わせ・密着行う。
- ・劣化塗膜除去（スクレーパー・研磨紙）。活膜存置、汚れ・付着物・油分は除去・溶剤で拭き取り。木肌の露出箇所は研磨紙ずりで素地調整、存置した活膜は研磨紙ずりで活性面を現し、木肌露出箇所と活膜との段差を調整。
- ・指定色（在来どおりの配色）で塗り上げる。

# 修繕箇所位置図



A伏平面図



立面計画図

■ — 柱脚木部 修繕範囲ヲ示ス

## 5. 一般要領

- (1) 本業務を実施する際には、担当課と施設の指定管理者と十分打ち合わせを行い承認を得た上で、施設運営に支障のないよう円滑な進行を計ること。なお、業務従事者は、十分な経験を有した者が実施すること。
- (2) 本施設は国指定重要文化財のため、建物の保存管理に影響を及ぼすことのないよう、細心の注意を払うこと。
- (3) 業務完了後の清掃、片づけ等については、確実に実施すること。
- (4) 本業務の遂行にあたり関係法令を遵守すること。
- (5) 作業中は「作業中」「注意」の看板等を標示するとともに、通行人の安全確保について十分に注意すること。
- (6) 資材運搬車や高所作業車の搬入で中島公園内を走行する場合は、建設局みどりの管理課への届け出を行い、日程の調整等を行うこと。
- (7) 塗装に用いた顔料が一部余った場合は、以後の修繕時に使用する目的で適切な場所に保管すること。保管場所については指定管理者の指示に従うこと。

## 6. 受託者の負担の範囲

- (1) 修繕に必要な工具、及び保安材料、消耗部材等についても受託者の負担とする。
- (2) 塗装に用いる顔料は、受託者にて準備（18L 缶）・使用すること。なお、乳白色は調合ペイント白亜鉛B白を原色のまま使用し、ウルトラマリンブルーは、豊平館保管の資料および過去に既存塗膜と照らし合わせて決定した顔料配合量を参考に調合したものを使用する事。
- (3) 発生した廃材等の処理・処分に当たっては、受注者が責任を持って適正に廃棄すること。
- (4) 産業廃棄物の処分が終了したときは、直ちにマニフェストD、E票又は電子マニフェストの処分終了報告コピーを添付し、委託者に提出すること

## 6. 提出書類

提出書類	部数	提出期限	備考
業務完了時			
・業務完了届	1	完了と同時	修繕の詳細および写真など
・業務報告書	1	工期末	

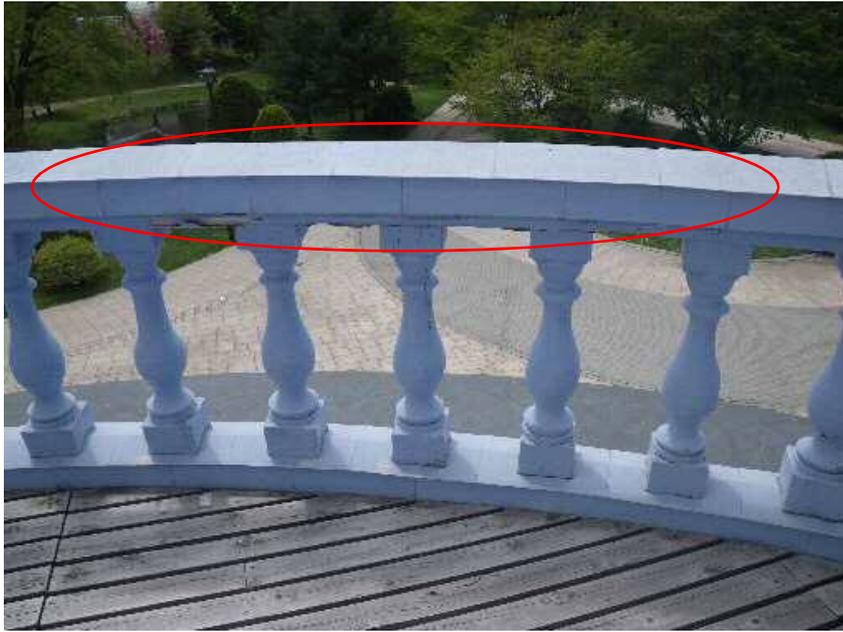
提出書類はすべてA4サイズとする

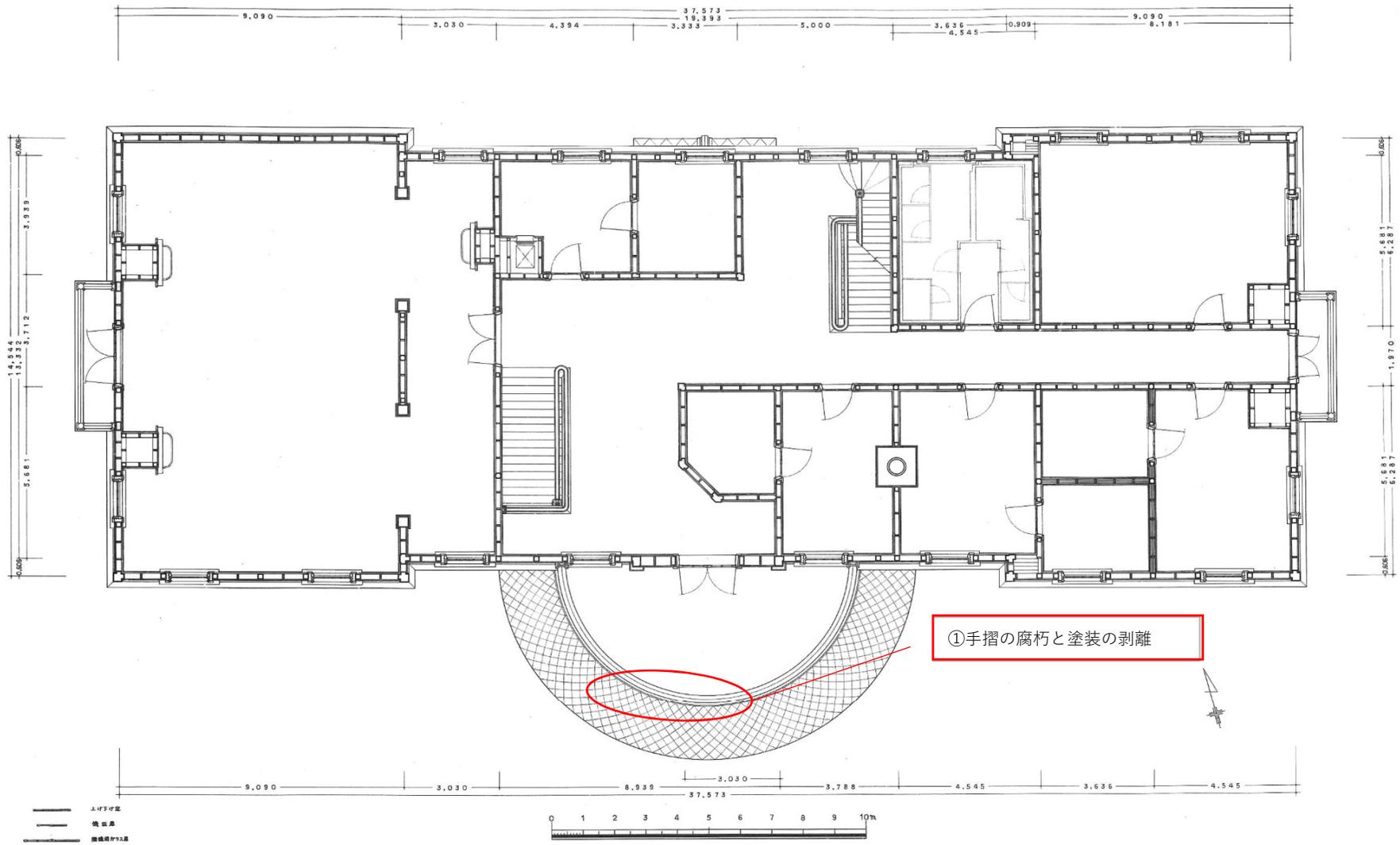
## 7. 写真撮影要領

使用材料、作業内容、工程が具体的に掌握できるように撮影すること。

豊平館修繕箇所状況写真

①正面バルコニー手摺および手摺子の腐朽と塗装の剥離





豊平館 2階平面図







